

きっずらぼ病児保育室

受入れ基準のご案内

きっずらぼ病児保育室では、病児の受入れに当たり、
下記の通りの基準を設けさせていただきました。

麻疹・風疹・結核を除く感冒、消化不良症（多症候性下痢）など乳幼児が日常罹患する疾病などの伝染性疾患、喘息などの慢性疾患、熱傷などの外傷性疾患、その他担当医師が利用可能と判断した病気。

ただし、次の各号に該当せず、医療機関および病児保育室が利用できるかと判断した場合に限る。

- (1) 新型コロナウイルスなどの未知の感染症の罹患患者および濃厚接触者、所属先が休園（休校）などの状況にある。
- (2) 痙攣発作後、24 時間以内である。
- (3) インフルエンザと診断された、またはその可能性が高い状況かつ発熱して 24 時間以内である。
- (4) 呼吸困難・意識混濁・ぐったりとしているなどの全身状態がよくない。
- (5) 24 時間以内に下痢が 5 回以上ある、水分が十分とれない、脱水症状の予兆がある。
- (6) 年齢に応じた定期接種の予防接種で未接種のものがある。
(要相談)

お子さまの命と安全を守るための基準ですので、上記の場合には病児保育室でのお預かりはできません。ご理解のうえ、ご家庭での静養と看護をお願い致します。

